

南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針の公表について

南越清掃組合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律 117 号）」第 5 条第 1 項の規定に基づき、南越清掃組合新ごみ処理施設整備・運営事業の実施に関する方針を定めたので、同条第 3 項に基づき、別冊のとおり公表します。

平成 28 年 8 月 12 日

南越清掃組合

管理者 奈良 俊幸